

維新前後の淨瑠璃界

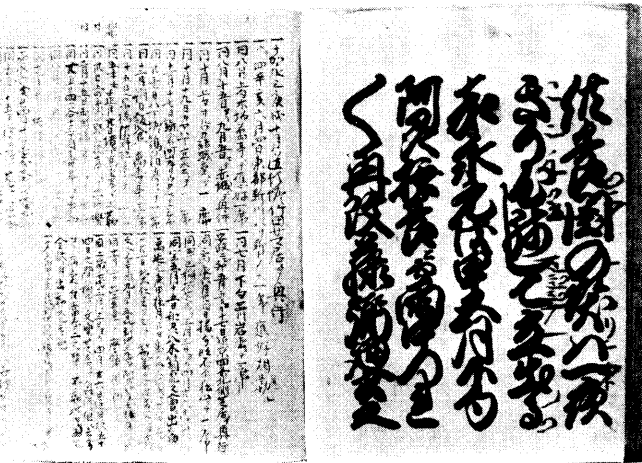
明治初年を境界線として

維新の曙光が漸やく見へ出して來た明治初年前後のこと、遠かに商業地の大阪も、物情は騷然たる有様であつたが、それでも芝居や

淨瑠璃などの興行物は別天地の觀があつて、可なりな成績で打ち續けてゐたのは、一つはまだ〜斯界に名人や巨匠が多かつたからの故でもある。竹本長門太夫所持の『忠臣藏』九段目の床本の終尾にこんなことが書いてある。

安政元年九月十八日、天滿北西角芝居にて、忠臣藏通しに九段目を語るところ、此日異國船來る故、よんどころなく芝居休業となる。

黒船來が直接興行物に及ぼした影響の一つである。



書奥の本床目段九記自夫太門長

明治元年一月（實は慶應四年）稻荷社内になつた文樂座は、初春狂言に『金門五三桐』を出さうとしてゐた。世間は御維新の騒ぎで、なんとなく落ちつかず、不安の空氣に満ちてゐる時に、而かも大阪城に戰雲が棚曳き、伏見鳥羽の敗戦で、徳川慶喜公が辛くも天保山沖から江戸へ遁れやうとする、かうした場合、舞臺では例の石川五右衛門が、春宵一刻……でも麗らかな眺めぢやなあ……など、遣りかけたが、あまりにも、世間と懸け離れすぎてゐたので一月は興行中止。二月の十二日になつて、もうそろ〜麗らかな眺めになつてもよさそうなものだと、こつそり初日を開けたが、

むろん駄目、十二日間より芝居は打てなかつた、此時の一座顔觸れが、六代目染太夫七代目咲太夫、四代目彌太夫、五代目淡太夫、越路太夫、實太夫、三味線團平、濱右衛門。人形辰造、玉造などである。而かし三月からは、さうした騒ぎも稍平常に復して、四十六日間も打ち續けることが出來たのは大阪の土地らしいやはり豊かなところがある。狂言

が『一の谷嫩軍記』と『四つ谷怪談』であつた。かうして文樂座は引續き一年に五回または六回宛の興行を打つてゐる。

明治元年十二月。大阪府は西區松嶋町に新たに遊廓の設置を許可し、從來各町に散在してゐた公許地以外の小遊里を此所へ移轉集合させて、遊廓整理を行ふことになり、土地の發展を圖る可く、凡てを江戸吉原に模して、仲之町を中心に、可なり大規模な設置をすることゝなつたが、土地の偏した爲になか／＼急には思ふやうな實が揚らない、そこで、府では土地繁榮の一策として、道頓堀の歌舞伎芝居と、文樂座の人形淨瑠璃を此處へ移す可く計畫したのである。歌舞伎の方は道頓堀の仕打三榮へ、文樂はその座主へ、共に命を下した。この兩者は直ちに旨を含んで松嶋興行の準備にかゝつた。三榮の歌舞伎は不入りの爲めすぐ退轉したが文樂座は永續することになつた。明治四年新築の工を起し。五年正月、文樂座開業の興行を始めたのである（現今の松嶋八千代座の前身がそれである）文樂座はこれで博勞町稻荷からこゝへ移轉してしまつたのである。かくて文樂新築記念興行は花々しい盛況で、而かも五十三日間打ち續けの大當りを取つたのであつた。

狂言は太功記の通しと御祝儀三番叟。

一座の大夫は、春、越、古靱、越路、染等。

三味線は團平、新左衛門、吉兵衛、人形は玉造、辰造、喜十郎、玉之助、玉治等の番附面の顔ぶれ。春太夫の尼ヶ崎、越の杉の森、古靱の妙心寺、越路が大徳寺。

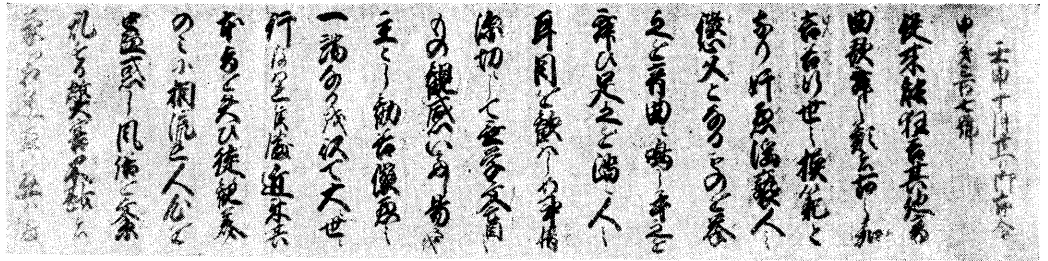
此時湊太夫が櫓下を去つて、春太夫これを繼ぎ、吉田玉造始めて人形櫓下となつた。

この明治五年には、明治新政府からは、曆の改正を始めとして、さまざまな改革令が相次いで出た、斷髮令、徴兵令、娼妓解放令、などがそれで、文樂座の淨瑠璃やその他の興行物にも十月二十一日附で左のやうな布令が下つた。

壬申十月二十一日御布令

申第三百七號

從來能狂言其他音曲歌舞の類者古の嘉言善行世の模範となり、奸惡淫褻人の懲戒となるものを擧げ、之れを音曲に鳴し手之れを舞ひ足之れを踏み人の耳目を歡ばしめ事情深切にして無學文盲のもの觀感いたし易きを主とし勸善懲惡の一端なるを以て大に世に行はれ候處近來其本旨を失ひ徒に觀美のみに相流れ人心を蠱惑し風俗を紊亂する弊害不尠者兼而相達し置候處今度教部省より別紙の通り達



たし出貼へ屋樂

有之候間其營業のものは深其旨を體し可申候事
 右の趣其營業の者へ相達候間爲心得管内無洩相達する者也

壬申九月

大阪府

能狂言始め音曲歌舞の類は人心風俗に關係する處不尠候に付き左の通り管内營業の者共へ可相達
 事

壬申八月

教部省

一、能狂言以下演劇の類

御歴代の

皇上を模擬し

上を襲演し奉り候體の儀無之様厚注意可致事

一、演劇の類専ら勸善懲惡を旨とすべし

淫風醜態の甚しきに流れ風俗を敗り候様にては不相濟候間弊習を洗除し漸々風化の一助と相成

候様可心懸事

一、演劇其他右に類する遊藝を以て渡世致し候を制外者杯と相唱へ候從來の弊風有之不可然儀に候

條自今は身分相應行儀相慎み營業可致事

以上

また翌六年には更に以上の布令に基いて文樂座の樂屋へ左の注意書が貽り出された。

一、從御上様御布告の趣急度可申相守事

一、皇上様御歴代の御名前又は差支の文句有之候淨瑠璃一功語り候儀は不相成候事

一、世話淨瑠璃心中物都而風儀不可宜場者能々調べの上可語候事

一、時代派にても風俗に拘り候場又はサワリ杯にも心を付あしき處は急度相除候事



一、旅伴に罷出候人々其砌世話人に届出候處近來多く等閑に相成以後者上下の無差別其年の世話人に届出候事

一、出勤中銘々禮儀第一に致し樂屋等にて風儀あしき事無之様且風俗衣服等も随分質素を相守藝

道出精第一に可勤事

右の條々急度相守營業可致候若相背者連外可致候事

明治六年改

明治新政府の事業は細心の注意を以て行はれ次第に人心も安定し、世間の景氣も回復した。かうした期間長門太夫歿後の我淨瑠璃界は、やはり長門薰育の香りが高く、澤山な名人を擁してゐたのである。即ち長門太夫直系からいふと、四代目長門、専門藝以外に學才があつて、淨瑠璃大系圖の著作があり、古實考證家として斯道を益した。天王寺村七千五百石の大庄屋といふ名譽の位置にあつて淨瑠璃を語り、高座に登る爲めに名譽の職を捨て、顧みなかつた異色ある長尾太夫。豪音で端場を専門にした名人四代目彌太夫。意氣な聲で、無類の艶語りと稱され、入れ墨の左官の子として聞えてゐた六代目綱太夫。豪傑肌で至藝の持主、慘殺されたので一層名高い古靱太夫。世話物語りとして、日神月神と云はれた五代目湊太夫、七代目咲太夫。又少し後には盲人の美音家四代目佳太夫、人情語り世話物の名手五代目彌太夫。などを數へることが出來一門繁榮の跡を見せて居る。

また長門系以外の人々には。時代物の第一人者と云はれた六代目染太夫。門下の八代目染太夫も早世したが大將の器を備へてゐた。鷹揚大量な曲風に一流を立てた五代目春太夫はその門下に越路後ちに攝津大掾といふ大物を出してゐる。或は又高野の僧で大兵大音の怪物三光齋といふのや滑稽淨瑠璃専門で賣出した奇人山城掾など、多種多様にいづれも淨瑠璃界を縦横に馳驅してゐる有様はまことに花々しいとも何んとも云ひ様がない。それといふのも當時斯界は自由な空氣に満ち／＼て、一能あるものは何んの束縛もなく、思ふ存分その腕を揮ふことが出來て、各々特色ある藝風をズン／＼延ばし

て行くことが出来たのであつた。そこで以上列記したやうな、一家の特色を鮮明に顯はした人々が澤山に出たのは、もうその以後には見られない圖である。

この機會にそれ等の中から、特に優れて異色ある人物を撰り出して、述べて見たい。

初代竹本長尾太夫

淨瑠璃といふ一藝術の爲めに、天王寺村の長として七千五百石といふ名譽の家柄を弊履の如く捨て、顧みなかつた長尾太夫には、可なり波瀾に富んだ生涯がある。晩年彼れは子孫の爲めにといふので、自叙傳『睦佳詩野志雄里』を綴つてゐるが、此一書は當時の斯道の狀況を知るのに都合がいゝばかりでなく、人情風俗習慣など時代の風潮を如實に描いてゐる點に於て小説的興味も繋がるものである。而し限りある紙數では到底全部を抄出することは許されないから、彼の片影を記すかはりに此自叙傳から一部を抜き出して置くことにする。

一我生家といふは攝州天王寺久保町桑野氏米屋治郎兵衛とて數代連綿たる質屋商賣の舊家はなり。舎兄次郎三郎は家督を繼ぎ弟の我幼名を辨次郎と呼ばれ庄官井川家の養子相續人となる。抑々井川の由緒と申すは往昔四天王寺聖德皇太子の御家臣井川主計也。後に至つて四天王寺領千四百石餘、天領五千七百石餘と分地の砌井川先祖如何なる故にや天領の庄官となれり。數百年の星霜過ぎて一旦斷絶の處組下百姓より辨次郎を以て家名再興す。末世の辨次郎代となつても四天王寺御用出勤の時は昔の格式鬘斗目帶刀なり。又天領御用出勤の節は袴帶劍上訴の家柄即ち御代官嶋田采女殿より辨次郎十五歳の時見習役申付けられたり(長尾大夫自身のこと)其頃は天王寺庄官松本藤左衛門。次は青木孫三郎。末席は井川辨次郎此三役なり。後年に町奉行組與力大鹽平八郎の爲めに松本青木兩人とも一時に退役す。是れによつて辨次郎二十三歳の夏井川與三左衛門と改名して本役に直り五千七百石の大料一人勤めと相成威勢倍せり。其折柄實家の親類大阪安堂寺町五丁目河内屋平右衛門の媒介にて嶋の内宗右衛門町榎並屋仁兵衛といふ質屋の娘梶女を妻に娶る。其後實父治郎兵衛死去し兄次郎三郎跡目相續人となりてより井川家附の古借濟方の助力なりがたく偕又薄祿の井川なれば段々と新借相増といへども與三左衛門若輩の跡先なく日夜遊藝に遊ぶ。其遊藝の始まりは先づ第一に謠なり。江戸觀世三十郎誓約の門人となり